平成２６年（フ）第２２号
福井県丹生郡越前町気比庄第12号１番地18
破産者　水頭　浅美
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６号
石川県七尾市和倉町夕部27番地　加賀屋メロンハウス27号室、住民票上の住所福井県あわら市下金屋第29号23番地53
破産者　寿し処もりしげこと　森重　竜治
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
岐阜県可児市みずきケ丘３丁目100番地、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1053番地１　マンションエルガーデン607
破産者　胡桃沢真紀
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１３７号
神戸市西区井吹台東町４丁目18番地　８―202号
破産者　澤　　洋之
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２６４号
香川県高松市林町44―１　ウエストヴィレッジⅡＡ棟206号室、開始決定時の住所香川県高松市木太町1366番地13
破産者　北角　　誠
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５号
高知市神田976番地２　ラフレシール101号
破産者　青木　國順
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６７１号
福岡県朝倉市美奈宜の杜５丁目２番26号
破産者　具嶋美保子
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２０１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻788番地２
破産者　岩本裕美子
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４４号
富山県高岡市熊野町４番21号
破産者　美芸工房ヤマカワこと　山川　　洋
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４９０５号
大阪市此花区酉島３丁目14番24―812号
破産者　森　惠一郎
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２２号
札幌市東区東苗穂10条２丁目12番20号、開始決定時の住所宮城県石巻市鹿又字伊勢前57―１　安らぎの宿メープルテラス
破産者　白鳥　宏幸
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９０号
北海道苫小牧市沼ノ端中央３丁目９番17号　ビジネスインフナヤマ
破産者　山内　正信
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第７２６号
埼玉県吉川市道庭１丁目12番地12　ヒルフィールド　グレイス館203号
破産者　小池　義章
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
長野県駒ヶ根市赤穂1138―１セゾンⅡＣ203号室、開始決定時の住所千葉県船橋市東船橋１―８―１―2010、住民票上の住所兵庫県姫路市東雲町２丁目11番地４　パレ・ロワイヤル東雲801
破産者　中塚　永敏
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１号
鳥取県東伯郡三朝町大字吉田291番地、旧住所鳥取県倉吉市上井492番地の40
破産者　山本　伸二
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２０３８号
福岡市中央区今泉１丁目18番１―802号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区長浜１丁目４番45―1005号
破産者　渡邉　和徳
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６８８号
福岡市東区貝塚団地９番601号、開始決定時の住所福岡市東区青葉３丁目44番２号
破産者　米田　光惠
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部